

第3部 台風接近時等の減災対策

第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策

第1節 鳥羽市版タイムラインについて

1 「鳥羽市版タイムライン」の基本的な考え方

発災前から予測できる台風（最大風速が17.2m/秒に達した低気圧）に対して、事前対策から発災後の対策までを、「いつ、誰が、何をするか」をタイムラインの考え方により時系列で整理し、各段階で「抜け・洩れ・落ち」のない対策を講じることを目的とする。

(1) 想定される運用時期（いつ）

概ね台風到達5日前から1日後（原則、市災害対策本部廃止まで）

(2) 運用主体（誰が）

市災害対策本部における各部（課）と、災害対応上関係する機関

(3) 行動項目（何を）

市災害対策本部の設置前から、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として列挙

(4) 対象とする災害

市に影響を及ぼす可能性がある台風

(5) タイムラインフェーズ

台風の接近状況や市災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのフェーズを設定し、以下に記載した行動項目について準備・行動する。

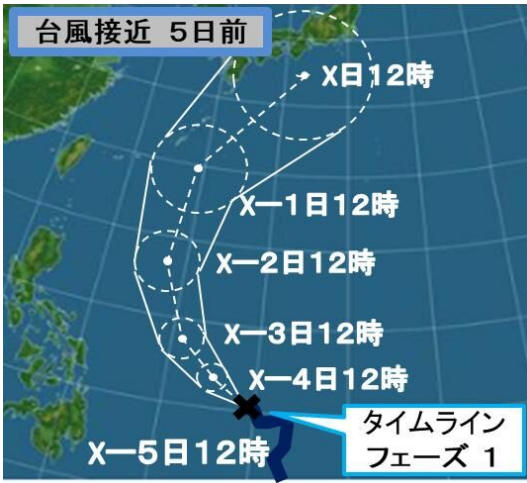
※各フェーズは気象状況・避難情報の発令状況により決定し、必ずしも市配備態勢（P3-4）とは連動していない。


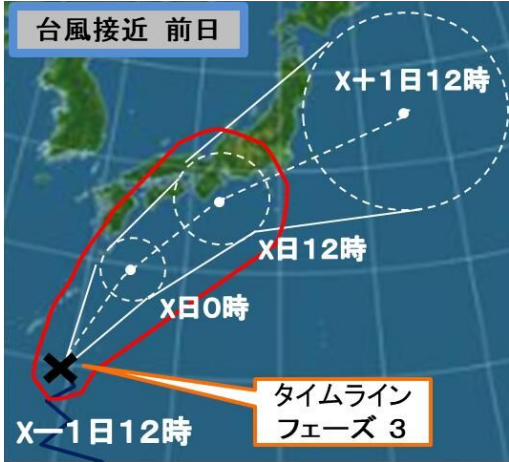
・発動に関する注意点

①台風の経路・予報円の位置等により市への影響が少ない等の理由により発動しない又は遅らせる場合がある。

②台風の予想経路の推移、前線の影響等によりフェーズ2以降から発動する場合がある。

※「三重県版タイムライン」では、「タイムラインステージ」と呼称

区分	いつ（何時）：想定される状況	トリガー情報
フェーズ1 発動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5日前～2日前 ・ 台風の発生 ・ 台風の接近 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風の5日（120時間）前進路予想で市が予報円に入る。 ※上記に加え、以下のいずれかひとつ以上が当てはまる場合に発動する ①市の「暴風域に入る確率」が5%以上 ②三重県南部に「暴風、大雨に関する早期注意情報（警報級の可能性）[中][高]」が発表

区分	いつ（何時）：想定される状況	トリガー情報
フェーズ2 準備段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2日前～1日前 ・ 台風の48時間予報で市が予報円に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨・洪水・高潮注意報 ・ 波浪警報
フェーズ3 早期警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日前～当日 ・ 台風の24時間進路予想で市が予報円に入る。 ・ 警戒レベル3（高齢者等避難） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨（浸水害）警報又は特別警報 ・ 大雨（土砂災害・浸水害）警報又は特別警報 ・ 洪水警報又は特別警報 ・ 暴風警報又は特別警報 ・ 高潮警報又は特別警報
フェーズ4 行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日 ・ 警戒レベル4（避難指示） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報 ・ 警戒レベル4（避難指示） ・ 記録的短時間大雨情報
フェーズ5 緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日 ・ 警戒レベル5（緊急安全確保） ・ 土砂災害や河川の氾濫が市内全域で発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨特別警報 ・ 暴風特別警報 ・ 警戒レベル5（緊急安全確保）
フェーズ0 解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日～1日後 ・ 警報解除、避難指示解除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風が鳥羽市から離れ、再び予報円に入る見込みや警報級の大雨の恐れがない「早期注意情報（警報級の可能性）【-】」 ・ 市災害対策本部の廃止

※フェーズ4・5については台風上陸又は最接近、フェーズ0については通過後のため、図省略

(6) 「ゼロ・アワー」の定義

台風上陸や台風接近に影響した大雨・暴風等による被害が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、そこに至るまでの「リードタイム」を考慮して、それぞれの担当部（課）の防災行動を実施する目安とする。

第2節 市タイムラインの運用と検証

市タイムラインは、台風時に取り組むべき内容をあらかじめ整理しているが、実際の台風の状況に応じて、各行動項目の実施時期が早まるなどその時々に応じた臨機の対応が必要となる。

また、市タイムラインに記載された行動項目や実施するタイミングが適切かなどの有効性について、定期的な検証（ふりかえり）を行い、より実践的な改善を図る。

鳥羽市タイムライン											
いつ(何時)		何を(行動)				誰が(運用主体: Stage)					
Time	State	Action	Minutes	Subject	総務部	企画財政部	市民部	税務部	環境部	建設部	その他
目安となる時系列	想定される状況等 (自然現象や気象情報等)	行動内容	行動項目(確認すべき項目:Step) ※、優先順位ではない。	行動項目を完了させるための目標所要時間【最大】【分】	市災害対策本部(TLフェーズ3以降の設置時)						
共通項目		1 タイムライン運用	タイムライン進捗管理	—	○	○	○	○	○	○	○
		2 タイムラインフェーズ(TLP)移行の検討	タイムラインフェーズ(TLP)移行の検討	—	○	○	○	○	○	○	○
		3 タイムライン発動やフェーズ移行に伴う周知	タイムライン発動やフェーズ移行に伴う周知	—	○	○	○	○	○	○	○
		4 庁内災害情報システムの運用	庁内災害情報システムの運用	—	○	○	○	○	○	○	○
		5 問い合わせ対応・情報提供	報道機関からの問い合わせ対応(随時)	—	○	○	○	○	○	○	○
		6	市民からの問い合わせ対応(随時)	—	○	○	○	○	○	○	○
		7	市HPでの情報提供(必要に応じて)	—	○	○	○	○	○	○	○
日前～	○台風の発生	TLフェーズ1(タイムライン発動)	※台風の5日または72時間進路予想で、鳥羽市が予報圏に入る、または前線の動向などで決定(参考とするリグガ情報) □台風経路図 □台風に関する東海地方気象情報 □台風に関する三重県気象情報								
日前	○台風の接近	1 タイムライン発動	台風・気象情報、警報等の可能性等の情報収集	30	○	○	○	○	○	○	○
	○台風に関する気象情報	2	「とばメール(職員用)」による気象情報・タイムラインフェーズ等の共有	30	○	○	○	○	○	○	○

鳥羽市タイムライン											
いつ(何時)		何を(行動)				誰が(運用主体: Stage)					
Time	State	Action	Minutes	Subject	総務部	企画財政部	市民部	税務部	環境部	建設部	その他
目安となる時系列	想定される状況等 (自然現象や気象情報等)	行動内容	行動項目(確認すべき項目:Step) ※、優先順位ではない。	行動項目を完了させるための目標所要時間【最大】【分】	市災害対策本部(TLフェーズ3以降の設置時)						
共通項目		1 タイムライン運用	タイムライン進捗管理	—	○	○	○	○	○	○	○
		2 タイムラインフェーズ(TLP)移行の検討	タイムラインフェーズ(TLP)移行の検討	—	○	○	○	○	○	○	○
		3 タイムライン発動やフェーズ移行に伴う周知	タイムライン発動やフェーズ移行に伴う周知	—	○	○	○	○	○	○	○
		4 庁内災害情報システムの運用	庁内災害情報システムの運用	—	○	○	○	○	○	○	○
		5 問い合わせ対応・情報提供	報道機関からの問い合わせ対応(随時)	—	○	○	○	○	○	○	○
		6	市民からの問い合わせ対応(随時)	—	○	○	○	○	○	○	○
		7	市HPでの情報提供(必要に応じて)	—	○	○	○	○	○	○	○
日前～	○台風の発生	TLフェーズ1(タイムライン発動)	※台風の5日または72時間進路予想で、鳥羽市が予報圏に入る、または前線の動向などで決定(参考とするリグガ情報) □台風経路図 □台風に関する東海地方気象情報 □台風に関する三重県気象情報								
日前	○台風の接近	1 タイムライン発動	台風・気象情報、警報等の可能性等の情報収集	30	○	○	○	○	○	○	○
	○台風に関する気象情報	2	「とばメール(職員用)」による気象情報・タイムラインフェーズ等の共有	30	○	○	○	○	○	○	○

令和2年3月策定「鳥羽市タイムライン」(令和3年6月修正)一部抜粋

第2章 災害対策本部機能の確保

第1節 準備・警戒体制の確保

【主担当部：総務課、建設課、消防本部、関係各課（部）】

第1項 活動方針

○ 配備体制に応じて、市災対本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期	重要な情報(主な収集先)
災害対策のための配備体制	総務課、建設課、消防本部、(関係各課)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)
市災害対策本部の設置	総務部及び関係各部	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害対策のための配備体制

(1) 配備基準

被害の未然防止・避難情報の速やかな伝達・災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、市は次の基準による配備体制を整える。

	第1配備 準備態勢	第2配備 初動(縮小)体制	第3配備 警戒体制	第4配備 非常体制
配備体制	情報収集を行う体制、及び想定される災害規模に応じた予防措置等の準備ができる体制	情報収集と予防措置、軽微な応急活動ができる体制	局地的に災害が発生し、又は発生する恐れが高まり、警戒を強め、一定規模の応急活動ができる体制	全域に甚大な被害が発生し、又は発生する恐れが高まり、市の総力をあげて応急活動ができる体制
配備時期	次の注意報のいずれかが市の区域に発表され、市長が災害の発生が予測されると認めたとき。 (1)大雨 (2)洪水 (3)高潮	【自動参集】次の警報・特別警報のいずれかが市に発表されたとき (1)大雨(土砂災害) (2)大雪 (3)暴風 (4)暴風雪 (5)波浪(特別警報に限る)	【自動参集】次の警報・特別警報のいずれかが市に発表されたとき (1)大雨(浸水害) (2)大雨(土砂災害・浸水害) (3)洪水 (4)高潮	—
	当該配備体制をとる必要があると本部長(市長)が認めたとき			
タイムライン	フェーズ1～2の時 (※3)	(体制縮小時、状況によりフェーズ3の場合がある。)	フェーズ3～5の時 (※3)	—
配備要員	各部の所掌事務を遂行できる要員を配備する。(※1)			
時間外等	各課の配備計画による	同上(気象と所掌事務を照らし、初動期の対応がない部は自宅待機を可とする。)	同上 部長及び班長は全員参集する。(※2)	全職員参集する。
災対設置時期	市長が必要と認めたとき	災害対策本部設置		

※1 本部長・副本部長は、第2配備までは即座に連絡の取れる体制をとる。

※2 各部は、配備基準に基づき、所管の班別に配備計画をたてる。交代勤務の班編成や災害対策本部設置時間の長期化等により、部長・班長職務代行者が参集することを可とする。

※3 配備態勢とタイムラインの各フェーズは連動しない。

(2) 職員の参集

ア 職員（会計年度任用職員を除く）

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

第1・2 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象等注意報が発表され警戒体制に入る準備を整えるとき。 ・ 災害の発生が予想されるとき、配備要員は必要に応じて登庁し、また、配備要員以外の者も状況の推移に対応するため必要に応じて自宅待機とする。
第3 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象等の警報が発表された時点で配備要員は直ちに登庁すること。（交通機関のない場合は、できるだけ速やかに登庁の方法を講じて登庁する。） ・ 相当な被害が予想されるときは、配備要員以外の者にあっても状況の推移に対応するため、必要に応じて登庁する。
第4 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属へ参集する（第1 参集場所）。 ・ 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの機関へ参集する。 ・ 交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。 <p>ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加するものとする。</p> <p>[非常体制時参集場所]</p> <p>（第2 参集場所） 最寄りの連絡所 （第3 参集場所） 最寄りの公共施設 （第4 参集場所） その他の最寄りの公共機関（県伊勢庁舎・志摩庁舎等）</p>

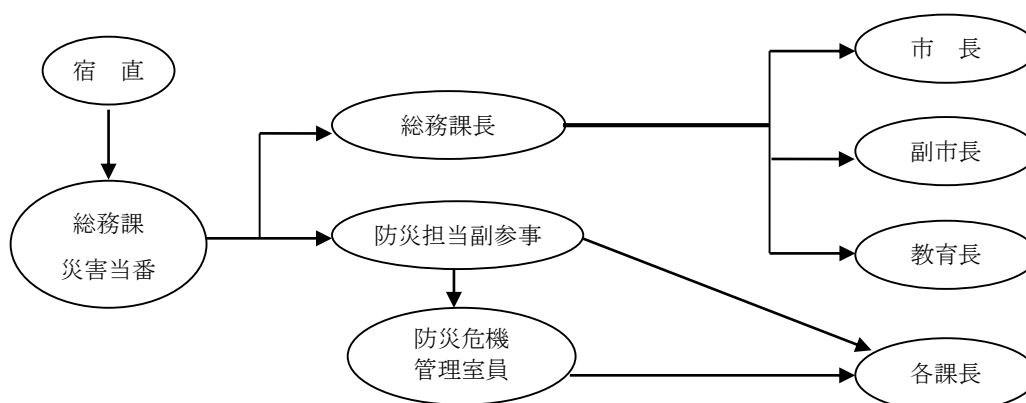
イ 会計年度任用職員

勤務時間外、休日等において災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、必要に応じ各所属長等あらかじめ決めておいた方法で異常の有無を報告する。

その後、通常の勤務命令時間での勤務に就くものとする。

(3) 幹部職員への連絡系統

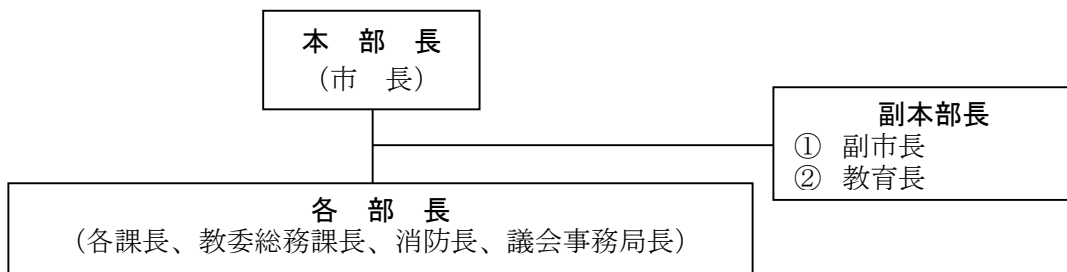
災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における市長等幹部職員への第1 報等の連絡系統は、以下のとおりとする。



2 市災对本部の設置

名称	鳥羽市災害対策本部（市災对本部）
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長 ※市長に事故があった場合には、副市長、教育長の順に指揮をとる。
設置場所	各課執務室（大規模災害時には第2・3委員会室）
代替庁舎	消防庁舎
設置基準	「■市の配備基準及び災对本部の概要 1 配備体制」（P3-4）による。
廃止基準	市の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。
組織	別図及び別表参照
活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。 1 災害対策連絡会議の開催（総務部） 本部長、副本部長、各部長により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 (1) 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 (2) 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 (3) 本部長の指示の共有 (4) 災害応急対策の実施結果についての全庁的な情報共有 2 防災拠点等の活動拠点の確保・調整（総務部） 災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（救助、医療、物資等）について調整するものとする。 また、各部に対し、設置した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。
所掌事務	【別表】 所掌事務一覧表（P3-7～18 参照）
その他	県の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常（緊急）災害現地対策本部と連絡調整を図る。

【別 図】 市災对本部の組織



【別表】 所掌事務一覧表

1 予防期(平時に準備すること)

各所属(所属長)	所掌事務	構成員
総務課 (総務課長)	【防災危機管理室】 1 市民への啓発、防災人材の育成・活動支援、避難訓練 2 防災資機材の配備及び点検 3 災害輸送体制の確立 4 市災対本部体制の整備・充実 5 職員の研修、訓練 6 情報収集体制・伝達手段の整備 7 応援受援体制及び連携体制の構築 8 災害時用物資等の備蓄・調達・供給体制の構築 9 指定緊急避難場所の見直し	総務課員 監査委員事務 局職員 選挙管理委員 会職員
市民課 (市民課長)	1 陸上における物資輸送体制の構築 2 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備 3 災害ボランティアの円滑な受け入れのための連携体制構築 4 みえ災害ボランティア支援センターとの協力体制の構築 5 災害時の災害ボランティアへの参画促進	市民課員
税務課 (税務課長)	【管理収納係・市民税係・固定資産税係】 1 避難所開設体制の確立 2 避難所運営支援体制の確立 3 住家の被害調査体制の構築	税務課員
環境課 (環境課長)	【環境保全係】 1 し尿処理体制の確立 2 遺体の収容及び処置体制の確立 ----- 【資源リサイクル係】 1 災害廃棄物処理計画の見直し及び処理体制の確立	環境課員
農林水産課 (農林水産課長)	【農林係・水産係・水産研究所】 1 企業・事業所の防災対策の促進 2 水産の防災対策の推進 3 農業施設等の防災対策の推進 4 漁港施設の防災対策の推進 5 海上輸送対策 6 農林水産関係者への啓発	農林水産課員

各所属(所属長)	所掌事務	構成員
観光商工課 (観光商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 2 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 3 観光客等の避難誘導體制の確立 4 帰宅困難者一時受入体制の確立 5 企業・事業所の防災対策の促進 6 物資拠点の運営体制の構築 	観光商工課員
建設課 (建設課長)	<p>【管理係・建設係・まちづくり整備室】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災宅地危険度判定士の確保 2 応急仮設住宅建設体制の整備 3 道路・河川・海岸の防災・減災対策 4 土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域等の把握 	建設課員
定期船課 (定期船課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗客の安全確保、避難誘導対策 2 船舶による海上輸送体制の構築 3 海上での情報伝達手段の整備 	定期船課員
健康福祉課 (健康福祉課長)	<p>【生活支援係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者生活再建体制の整備 2 福祉避難所の確保 3 義援金の募集・受入・配分体制の整備 4 義援品の募集 <hr/> <p>【障害福祉係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 避難行動要支援者名簿の作成 3 要配慮者に配慮した避難所対策 <hr/> <p>【子育て支援室・長寿介護係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び訓練の実施 2 保育所施設の安全対策 3 児童の安全確保 4 防災教育の実施 5 防災人材育成と活用 <hr/> <p>【健康係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療体制の整備 2 医療機能の確保 3 災害時の医療体制等の周知 	健康福祉課員

各所属(所属長)	所掌事務	構成員
<p>水道課 (水道課長)</p>	<p>【管理係・工務係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理図書の整備 2 応急対策(応急給水・復旧)の体制整備 <hr/> <p>【下水道係・工務係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理図書の整備 2 下水の仮排水及びし尿の応急処理対策 	<p>水道課員</p>
<p>教育委員会 事務局 (教委総務課長) (生涯学習課長) (学校教育課長)</p>	<p>【教育委員会総務課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設等の安全対策・点検の実施 2 防災啓発活動の実施 <hr/> <p>【生涯学習課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災啓発活動の実施 2 文化財の保管・保護 <hr/> <p>【学校教育課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 校内防災体制の整備、防災計画等の策定及び防災訓練の実施 2 児童・生徒等の安全確保 3 防災教育の推進 4 学校防災人材の育成・活用 5 地域・家庭及び関係機関との連携した防災対策・教育の推進 6 職員、保護者等の連絡体制の確立 7 災害時の学校給食体制の整備 8 初期救急、備蓄品等の整備 	<p>教育委員会 職員</p>
<p>消防本部 (消防長)</p>	<p>【本部全係・署全係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織・消防団等の活動支援及び活性化の推進 2 各種災害対応訓練の実施 3 消防団による避難誘導対策 4 危険物施設等の防災対策の推進 5 空中輸送対策 6 消防力の強化 7 救助力の強化 8 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 9 火災予防対策 10 受援・応援体制の整備 	<p>消防本部職員 消防署員</p>
<p>議会事務局 (議会事務局長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各議員との連絡体制の確立 	<p>議会事務局 職員</p>

2 準備・情報収集期（台風発生～台風最接近）

(1) 警報発表前

各所属(所属長)	所掌事務	構成員
総務課 (総務課長)	【本部・情報班】 1 台風等情報収集 2 災害対策連絡会議開催 3 各課の体制の確認	総務課員 監査委員事務局職員 選挙管理委員会職員
市民課 (市民課長)	【物資輸送班】 1 陸上における物資輸送の準備体制確認	市民課員
税務課 (税務課長)	【避難所班】 1 避難所開設準備 2 避難所開設 <hr/> 【税務班】 1 住家の被害調査体制の確立	税務課員
環境課 (環境課長)	【生活ごみ・がれき処理班】 1 生活ごみ等収集・処理体制の確認 2 災害がれき収集・処理体制の確認 <hr/> 【し尿処理班】 1 し尿収集処理体制の確認	環境課員
農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の被害予防措置	農林水産課員
建設課 (建設課長)	【建設班】 1 防災資機材の準備	建設課員
定期船課 (定期船課長)	1 物資輸送手段の確保	定期船課員
消防本部 (消防長)	1 消防部隊の出動及び運用 2 水防活動	消防本部職員 消防署員
議会事務局 (議会事務局長)	【議会班】 1 各議員との連絡体制の確認	議会事務局職員

(2) 警報発表中

各部(部長)	所掌事務	部員
総務部 (総務課長)	【本部・情報班】 1 災害対策のための配備体制 2 市災対本部の設置、運営 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供 5 通信機能の確保 6 災害・被害情報等の収集・把握 7 市民への被害状況、避難情報等の伝達 8 職員の安否確認、参集状況把握	総務課員 監査委員事務局職員 選挙管理委員会職員
企画財政部 (企画財政課長)	1 災害情報収集の支援 2 被害情報収集の支援	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	【ボラセン班】 1 災害ボランティアセンター設置に向けた準備	市民課員
税務部 (税務課長)	【避難所班】 1 避難所及び避難者の受入状況の確認	税務課員
農林水産部 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の保全	農林水産課員
観光商工部 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の避難誘導 4 帰宅困難者一時受入れ 5 帰宅困難者の情報収集及び対応 6 物資拠点開設準備・調整	観光商工課員
建設部 (建設課長)	【建設班】 1 道路交通情報・被害情報の収集 2 道路パトロールと応急措置 3 緊急輸送道路の確保 4 公共土木施設等の被害情報の収集	建設課員
定期船部 (定期船課長)	1 乗客の安全確保、避難誘導	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	【子育て・長寿介護班】 1 保育所児童の安全確保 2 保育所の被害情報の収集 【健康班】 1 医療情報の収集・共有 2 医薬品の確保 3 医療・救護活動	健康福祉課員

各部(部長)	所掌事務	部員
水道部 (水道課長)	【水道班】 1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備 2 飲料水の確保 【下水道班】 1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	水道課員
教育部 (教委総務課長)	【総務班】 1 学校等の被害状況等の把握・情報提供 【生涯学習班】 1 施設利用者等の避難誘導 2 各施設等の被害状況等の把握・情報収集と連絡調整 【学校教育班】 1 学校等における児童・生徒等の安全確保 2 登下校時の児童・生徒等の安全確保、保護継続の判断 3 夜間・休日等における対応 4 被災、被害情報の収集と連絡調整 5 学校給食施設等の情報収集	教育委員会 職員
消防部 (消防長)	【本部全係・署全係】 1 消防部隊の出動及び運用 2 救助・救急及び消防活動 3 医療・救護活動における患者搬送及び収容 4 緊急輸送ルートを選定 5 通信機能の確保 6 災害情報等の収集・伝達 7 水防活動 8 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害 応急対策	消防本部職員 消防署員
議会部 (議会事務局長)	【議会班】 1 各議員との連絡調整	議会事務局 職員

3 応急対策期（被害発生）

各部(部長)	所掌事務	部員
総務部 (総務課長)	【本部班】 1 市災对本部の運営 2 県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供 5 災害対応職員の健康管理 【情報班】 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 市民への被害状況、避難指示等の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	総務課員 監査委員事務局職員 選挙管理委員会職員
企画財政部 (企画財政課長)	1 被害情報収集の支援 2 災害関係の予算措置 3 救助活動に伴う経費の調整	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	【物資輸送班】 1 陸上における救助物資の輸送準備 2 陸上における救助物資の輸送 【ボラセン班】 1 災害ボランティアセンター設置に向けた準備 2 災害ボランティアセンターの設置支援 3 災害ボランティアセンターの運営支援	市民課員
税務部 (税務課長)	【避難所班】 1 避難所の適切な運営及び管理支援 【税務班】 1 住家の被害調査の実施	税務課員
環境部 (環境課長)	【埋火葬班】 1 遺体の収容及び処置 2 遺体の埋火葬 【生活ごみ・がれき処理班】 1 生活ごみ等処理 2 災害がれき処理 【し尿処理班】 1 し尿処理	環境課員
農林水産部 (農林水産課長)	【農林水産班】 1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧・保全及びその支援	農林水産課員

各部(部長)	所掌事務	部員
観光商工部 (観光商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営 	観光商工課員
建設部 (建設課長)	<p>【建設班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通情報・被害情報の収集 2 道路パトロールと応急措置 3 緊急輸送道路の確保 4 公共土木施設等の被害情報の収集 5 被災宅地危険度判定の実施 6 応急仮設住宅の確保 7 人員及び資機材の確保等 	建設課員
定期船部 (定期船課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗客の安全確保、帰宅支援 2 物資等輸送手段の確保 	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	<p>【生活支援班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に伴う救助の実施 2 義援金の受入・配分のため実施機関の設置 3 義援品の募集 4 災害救助法の適用 5 費用の支弁及び精算 6 生活必需品の提供 <p>【障害福祉班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者施設等の被災状況の把握 2 要配慮者の避難支援・生活環境の確保 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策 4 要配慮者の福祉・保健対策等 <p>【健康班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療情報の収集・共有 2 医薬品の確保 3 医療・救護活動 4 医療施設の応急復旧 5 防疫、保健衛生活動実施体制の確立 <p>【子育て・長寿介護班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所児童の安全確保 2 保育所の被害情報の収集 3 保育所児童の保育継続判断 	健康福祉課員

各部(部長)	所掌事務	部員
水道部 (水道課長)	【水道班】 1 施設の応急対策活動 2 応急給水活動の調整・実施 3 市町水道施設応急活動への参加	水道課員
	【下水道班】 1 施設の応急対策活動	
教育部 (教委総務課長)	【総務班】 1 学校等の被害状況等の把握・情報提供 2 施設復旧に関する情報収集・検討	教育委員会 職員
	【生涯学習班】 1 各施設等の被害状況等の把握・情報提供 2 指定文化財の保護、応急処置	
	【学校教育班】 1 学校等における児童・生徒等の安全確保 2 県教委、教職員との連絡調整 3 応急教育の実施判断 4 学校給食の措置	
消防部 (消防長)	【本部全係・署全係】 1 消防部隊の出動及び運用 2 行方不明者等の捜索 3 救助・救急及び消防活動 4 医療・救護活動における患者搬送および収容 5 緊急輸送ルートを選定 6 災害情報等の収集・伝達 7 消防団等によるヘリコプターの受入 8 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害 応急対策 9 広域的な応援・受援体制の整備 10 惨事ストレス対策 11 消防職団員の安否確認 12 消防施設等被害状況の確認 13 り災危険物施設等調査	消防本部職員 消防署員
議会部 (議会事務局長)	【議会班】 1 各議員の安否確認	議会事務局 職員

4 復旧期（被害発生数日後～数週間以降）

各部(部長)	所掌事務	部員
総務部 (総務課長)	【本部班】 1 市災对本部の運営 2 県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供 5 災害対応職員の健康管理	総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員
	【情報班】 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 市民への被害状況、避難指示等の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 被害情報収集の支援 2 災害関係の予算措置 3 救助活動に伴う経費の調整 4 災害関係経費の出納 5 復旧計画等の策定	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	【物資輸送班】 1 陸上における救助物資の輸送	市民課員
	【ボラセン班】 1 災害ボランティアセンターの運営支援	
	【業務再稼働準備班】 1 戸籍届等の受付 2 死体埋（火）葬許可証発行 3 住民情報等証明発行 4 国民健康保険証等の再発行	
税務部 (税務課長)	【避難所班】 1 避難所の適切な運営及び管理支援	税務課員
	【税務班】 1 住家の被害調査の実施 2 市税等の減免及び徴収猶予	
環境部 (環境課長)	【埋火葬班】 1 遺体の収容及び処置 2 遺体の埋火葬	環境課員
	【生活ごみ・がれき処理班】 1 生活ごみ等処理 2 災害がれき処理	
	【し尿処理班】 1 し尿処理	

各部(部長)	所掌事務	部員
農林水産部 (農林水産課長)	【農林水産班】 1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧・保全及びその支援	農林水産課員
観光商工部 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営	観光商工課員
建設部 (建設課長)	【建設班】 1 道路交通情報・被害情報の収集 2 道路パトロールと応急措置 3 緊急輸送道路の確保 4 公共土木施設等の被害情報の収集 5 被災宅地危険度判定の実施 6 応急仮設住宅の確保 7 住宅関連情報の受発信 8 人員及び資機材の確保等	建設課員
定期船部 (定期船課長)	1 乗客の帰宅支援 2 物資等輸送 3 船舶、施設の応急復旧	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	【生活支援班】 1 災害救助法に伴う救助の実施 2 義援金の受入・配分のため実施機関の設置 3 義援品の募集 4 災害救助法の適用 5 費用の支弁及び精算 6 生活必需品の提供 7 被災者生活再建支援	健康福祉課員
	【障害福祉班】 1 要配慮者施設等の被災状況の把握 2 要配慮者の避難支援・生活環境の確保 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策 4 要配慮者の福祉・保健対策等 5 社会福祉施設の応急復旧	
	【健康班】 1 医療情報の収集・共有 2 医薬品の確保 3 医療・救護活動 4 医療施設の応急復旧 5 防疫、保健衛生活動実施体制の確立	

各部(部長)	所掌事務	部員
(続き) 健康福祉部	【子育て・長寿介護険班】 1 保育所児童の安全確保 2 保育所の被害情報の収集 3 保育所児童の保育継続判断 4 社会福祉施設の応急復旧 5 介護保険料の減免及び徴収猶予 6 保育の開始準備	健康福祉課員
水道部 (水道課長)	【水道班】 1 施設の復旧対策 2 応急給水活動の調整 3 応急給水活動の実施 4 市町水道施設応急活動への参加 【下水道班】 1 施設の復旧対策	水道課員
教育部 (教委総務課長)	【総務班】 1 被害情報の収集と連絡調整 2 施設復旧の推進 【生涯学習班】 1 各施設等の被害状況等の把握・情報提供、応急復旧 2 指定文化財の保護、応急処置 【学校教育班】 1 学校の再開 2 学校給食の再開	教育委員会 職員
消防部 (消防長)	【本部全係・署全係】 1 消防部隊の出動及び運用 2 行方不明者等の捜索 3 緊急輸送ルートを選定 4 災害情報等の収集・伝達 5 消防団等によるヘリコプターの受入 6 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害 応急対策 7 広域的な応援・受援体制の整備 8 惨事ストレス対策 9 罹災消防車両、資機材の調達	消防本部職員 消防署員
議会部 (議会事務局長)	【議会班】 1 各議員の安否確認	議会事務局 職員

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

【主担当部：総務部】

第1項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に市民へ提供するとともに、市内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
気象情報・予警報の収集・伝達	総務部	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報(津地方気象台等)
水防警報の収集・伝達	総務部	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・雨量・水位情報等(県、津地方気象台等)
土砂災害警戒情報の収集・伝達	総務部	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・土砂災害危険度情報等(県、津地方気象台等)
被害情報等の収集・とりまとめ	総務部	市災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(防災関係機関、町内会等)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総務部	市災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(防災関係機関、町内会等)

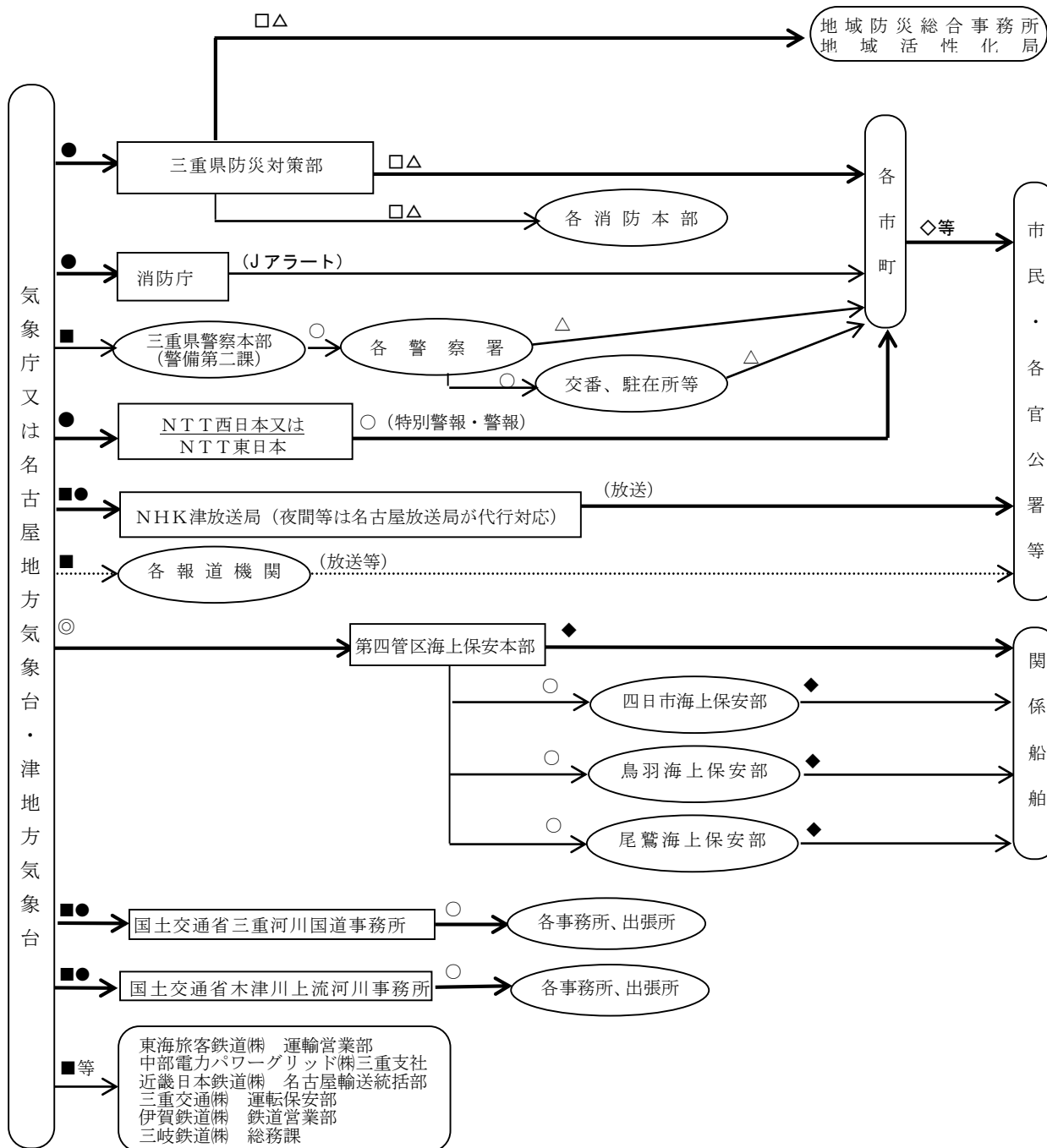
■ 共通事項等

1 予報及び警報等の伝達

(1) 伝達系統(気象・洪水・高潮・波浪に関する警報)

津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。

防災気象情報伝達系統図



凡 例	
□	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条等の法令による通知系統
- - ->	気象業務法第13条等の法令による周知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム (専用回線)
■	防災情報提供システム (インターネット)
●	気象庁専用回線 (ADESS 回線等)
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

第3項 対策

■市が実施する対策

1 気象情報・予警報の収集・伝達

(1) 台風・気象情報等に関する情報の収集等

鳥羽市に影響を与える可能性のある台風が発生した場合や大雨が予想される場合などには、県防災通信ネットワーク及び「防災みえ. jp」により情報を入手するとともに、津地方気象台等台風・気象関係機関のホームページやテレビ等から今後の進路や降雨予測等の情報を収集する。

(2) 気象予警報等の伝達

津地方気象台等から気象警報や気象情報等を受信した場合は、必要に応じ防災行政無線及びとばメール等を使用して市民へその情報を伝達し、周知を図る。

(3) ホームページ等での情報提供

鳥羽市ホームページで緊急情報等の提供を行う。

2 水防情報の収集・伝達

(1) 雨量の監視・通報

市内に大雨・洪水注意報が発表された場合、総務部は防災情報等相互通報システム等により雨量観測局の雨量を収集し、監視を行う。

(2) 水位の監視

ア 総務部は、国土交通省ホームページ「川の防災情報」から通常水位計の「岩倉」及び「河内」の水位情報を収集し、監視を行う。併せて同省ホームページ「川の水位情報」から危機管理型水位計の「落口川 落口橋」「紙漉川 西ノ辻橋」「堀通川 小坂橋」「加茂川 船津二号樋門・浜橋・登長谷橋」「鳥羽河内川（以下「河内川」という。） 田城橋」「白木川 新寺垣橋」の水位情報についても収集し避難等判断の資とする。



イ 消防部は、「岩倉」（加茂川楠木橋）水位が「氾濫注意水位」を超えた場合、三重県管理の主要河川（加茂川・河内川）の水位を監視し、総務部へ報告する。また、沿岸部の潮位等に関する情報収集・監視を行い、総務部へ報告する。

ウ 建設部は、大雨警報が予想される場合、鳥羽市管理河川等及び三重県管理の中小河川確認点（加茂川・河内川以外）の確認点の氾濫事前対策の実施、大雨警報が発表された場合は、確認点の監視を行い、総務部及び消防部へ報告する。

(3) 通常水位計による水防情報伝達の目安

警戒レベル	避難情報		河川水位	加茂川	河内川
	情報の種類	発令等		岩倉	河内
警戒レベル5	緊急安全確保	市長が発令	—	既に災害が発生している、又は災害が予想されている状況	
警戒レベル4	避難指示		氾濫危険水位※1	↑2.97m(赤)	越水・溢水の恐れが高い場合
警戒レベル3	高齢者等避難		避難判断水位※2	↑2.23m(橙)	—
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報	気象台が発表	氾濫注意水位※3	2.10m(黄)	↑1.44m(黄)
警戒レベル1	警報級の可能性		消防団待機水位※4	1.80m(緑)	0.94m(緑)

- ※ 1. 氾濫危険水位：重大な災害が発生するおそれのある水位
- ※ 2. 避難判断水位：市民の避難判断の参考になる水位
- ※ 3. 氾濫注意水位：消防団が出動して河川の警戒にあたる水位
- ※ 4. 消防団待機水位：消防団が水防活動の準備を始める目安となる水位

凡例：↑（当該水位に到達後、さらに水位の上昇が見込まれる場合）

(4) 危機管理型水位計の監視：水位が上昇していない時は、1日に1回午前10時に観測される。

設置河川	落口川	加茂川			河内川	白木川	紙漉川	堀通川
水位計名称	落口橋	船津二号樋門	浜橋	登長谷橋	田城橋	新寺垣橋	西ノ辻橋	小坂橋
氾濫開始水位	0.00m							
危険水位	—	-1.00m	-0.80m	-0.74m	—	—	—	—
観測開始水位	-0.90m	-1.10m	-2.00m	-0.85m	-2.60m	-1.20m	-0.70m	-1.80m

※氾濫開始水位：水位計設置地点付近で氾濫が発生する恐れのある水位

危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の起こる恐れがある水位

観測開始水位：水位計が10分毎に観測を開始する水位

3 土砂災害警戒情報の収集・伝達

(1) 雨量・土砂災害危険度情報の監視

市内に大雨警報が発表された場合、県土災害情報提供システムにより、雨量及び土砂災害危険度情報等の監視を行う。

また、同システムを利用して、市民に対し、雨量・土砂災害危険度情報等を提供する。

(2) 土砂災害警戒情報の収集・伝達

大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、県・津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、速やかに市民等へ伝達する。

4 被害情報等の収集・とりまとめ

(1) 消防、防災関係機関、町内会等からの情報収集

消防、防災関係機関、町内会等から市内の被害状況等を把握する。特に、要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、市民の避難状況の収集に努める。

ア 地区指定員からの情報収集

町内会等の被害状況や避難状況を地区指定員から収集する。

イ 防災情報システムを利用した県への状況報告

市災対本部が設置された場合は、速やかに防災情報システムを立ち上げ、災害関連情報等の収集・共有体制を確立する。

また、県に対し、同システムによる市災対本部設置状況、人的被害、住家被害、避難状況、り災状況等を報告する。

ウ ライフライン・公共交通機関に係わる情報収集

N T T回線等を通じて、公共機関（J R、近鉄、かもめバス、市営定期船、フェリー等）の運行状況やN T T西日本、中部電力等からの情報を定期的に収集する。

エ 道路冠水等の情報収集

市内道路の状況（冠水等による道路の通行止め等）について、情報を収集する。

(2) 地方部派遣チームによる県との連携

伊勢地方部から派遣される地方部派遣チームとの連絡調整及び情報システムの入力支援等を受け、県との連携を円滑にする。

5 被害情報等の関係機関への情報提供等

(1) 県への情報提供

市災対本部で収集した情報は、防災情報システムにより地方部を通じて県に対し情報提供する。

(2) 報道機関への情報提供

市災対本部は、防災関係機関や町内会等から報告があった被害情報等を整理し、適宜に報道機関に提供する。

(3) 消防庁への報告

市災対本部は、県との連絡が取れない場合、被害情報を直接、消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

■ その他の防災関係機関が実施する対策

〈津地方気象台の実施する対策〉

1 気象注意報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。警報及び注意報の種類とその概要は、別表1、2のとおりである。

別表1 特別警報、警報の種類と概要

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

別表2 注意報の種類と概要

種 類		概 要
気 象 注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。避難に備え災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。	

(注) 1 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

(注) 2 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

2 水防活動等に必要な予報及び警報の発表

気象・高潮及び洪水について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代える。

3 土砂災害警戒情報

津地方気象台及び県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

4 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報および警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表する。

5 早期注意情報

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（三重県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週刊天気予報の対象地域と同じ発表単位（三重県）で発表される。大雨、高潮に関して〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

〈中部地方整備局の実施する対策〉

1 水防警報の発表

国土交通大臣が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防上必要と認めた時に警報を発表する。

〈移動通信事業者の実施する対策〉

1 緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

〈報道機関の実施する対策〉

1 災害関係情報の市民への広報

報道機関は、気象庁や市災対本部等から得た情報等をもとに、市民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行う。

〈その他の防災関係機関の実施する対策〉

1 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて市災対本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

総務部は、防災関係機関から災害写真、映像等の報告を受けた場合、必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・市民が実施する自助・共助の対策

1 風水害からの自衛措置

(1) 気象情報の収集及び避難の準備

市民は、市が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線やとばメール等を通じて、気象情報や市の発令する警戒レベル（避難情報）の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要か、または自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、市から警戒レベルに応じた避難情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

(2) 警戒レベル3（高齢者等避難）発令時の対応

市民は、自らが居住等する地域に市から警戒レベル3（高齢者等避難）が発令された場合は、立ち退き避難または自宅の2階などへの垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

また、避難に時間を有する要配慮者等（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等とその支援者）は、警戒レベル3（高齢者等避難）発令時点で避難を開始する。

(3) 警戒レベル4（避難指示）発令時の対応

市民は、自らが居住等する地域に市から警戒レベル4（避難指示）が発令された場合は、身の安全を図るため、速やかに避難を行う。

その際、市により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

（「地域防災計画－資料編－」（P90）指定避難所等一覧表、又は「広報とば5月号」参照）

また、既に避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所（垂直避難等）に避難し、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動をとる。

(4) 警戒レベル5（緊急安全確保）発令時の対応

既に安全な避難ができず、命が危険な状況であるため、速やかに生命を守ることを最優先した行動をとる。

2 災害に関する現場情報の報告

市からの避難情報が発令されていない場合において、周辺の河川・海岸堤防や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の市民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市や施設管理者への報告に努める。

第3章 避難誘導体制の確保

第1節 避難所の開設及び早期避難の促進

【主担当部：総務部、税務部、消防部】

第1項 活動方針

- 市内で大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、適時適切に避難情報を発令するための情報収集を行う。
- 地区指定員に対し、避難所開設情報の早期提供を行い、避難所開設及び避難者受入体制を確立する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
避難実施体制の確立	総務部	台風等発生後	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報(津地方気象台) ・雨量、水位、土砂関連情報等(津地方気象台、県等)
警戒レベル(避難情報)の発令	総務部	大雨警戒等発表後	
避難所の開設	総務部 税務部	避難情報発令後	
避難の実施	消防部	避難情報発令後	

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難実施体制の確立

災害発生の危険等が予測される地域に対し速やかに警戒レベル等の避難情報を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害危険度情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

2 避難情報の発令

(1) 避難情報の種類

警戒レベル	避難情報等	発令等	避難行動等
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	市長が 発令	<ul style="list-style-type: none"> ・命を守るために最善の行動をとる。 ・既に災害が発生している状況
警戒レベル4 (紫)	避難指示		<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに避難場所へ避難 ・避難場所までの移動が危険と思われる場合は近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難 ・既に災害が発生していても市町村等が情報を入手していない状態
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難		<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間を要する要配慮者(高齢者・障がいのある人・乳幼児等)と、その支援者は避難を開始 ・その他の人は避難準備
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	気象台 が発表	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認
警戒レベル1	警戒級の可能性		<ul style="list-style-type: none"> ・災害への心構えを高める。

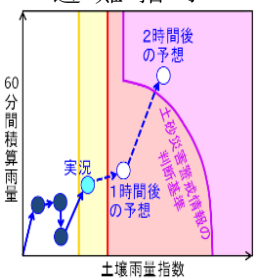
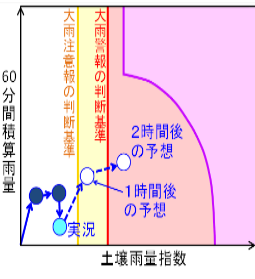
(2) 避難情報の発令基準

ア 洪水(加茂川・河内川)

警戒レベル	避難情報		河川水位	加茂川	河内川
	情報の種類	発令等		岩倉	河内
警戒レベル5	緊急安全確保	市長が発令	—	既に災害が発生している、又は災害が予想されている状況	
警戒レベル4	避難指示		氾濫危険水位	↑2.97m(赤)	越水・溢水の恐れが高い場合
警戒レベル3	高齢者等避難		避難判断水位	↑2.23m(橙)	—
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報	気象台が発表	氾濫注意水位	2.10m(黄)	↑1.44m(黄)
警戒レベル1	警報級の可能性		消防団待機水位	1.80m(緑)	0.94m(緑)
河川通過地区（避難情報発令地区を限定するものではない。）				岩倉町・松尾町	岩倉町・河内町

凡例：↑（当該水位に到達後、さらに水位の上昇が見込まれる場合）

イ 土砂災害

警戒レベル	避難情報（市が発令） 及びスネークライン	土砂災害の危険度（気象台が発表）
警戒レベル5相当	緊急安全確保	・災害切迫
警戒レベル4相当	避難指示 	・危険
警戒レベル3相当	高齢者等避難 	・警戒
警戒レベル2相当		・注意
(警戒レベル1相当)		・今後の情報等に留意

※ 避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであり、警戒レベル相当情報が発出されたとしても必ずしも発令されるものではない。

(3) 避難情報に含める内容

警戒レベル3～5を発令する際には、次の項目により必要な情報を明示して行い、防災行政無線等を用い、市民等に対する避難情報の周知を図る。

ア 「緊急放送」又は警戒レベルを2回

イ 災害が切迫している状況

ウ 市民等のとるべき行動

※緊急速報メールに関しては消防庁の示す様式に沿って、市民等に周知を図る。

3 避難所の開設

警戒レベル3～5を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所に地区指定員を派遣し、速やかに避難所を開設する。

また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。

- (1) 避難の種類：自主避難、高齢者等避難、避難指示
- (2) 避難所開設の日時及び場所
- (3) 箇所数及び収容人員

4 避難の実施

雨量や河川水位情報、土砂災害危険度情報等を確認し、あらかじめ定める避難情報判断基準に達した場合は、災害発生危険のある地域に対し、速やかに避難情報を発令する。

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は町内会等共助で支援を行うものとする。ただし、避難の輸送手段として車両、船舶等を用いる必要があり、共助では能力を超える場合は、地区消防団等を活用して避難を行う。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、津地方気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など避難情報判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合は、早期の避難所開設や高齢者等避難の発令等を検討する。

■市民が実施する対策

1 避難情報発令時の行動

市民は、市が発令する避難情報の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の様相を把握し、どのような段階でどのような避難行動（市指定避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難情報が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとる。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護

【主担当部：健康福祉部】

第1項 活動方針

- 避難行動要支援者・要配慮者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者関連施設の利用者の他施設への受入要請や、調整を図る。
- 避難行動要支援者の避難支援体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
避難行動要支援者の避難状況の把握	健康福祉部	市災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(町内会等、要配慮者関連施設)
要配慮者利用施設利用者の受入調整等	健康福祉部	要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手後速やかに	・要配慮者への支援に資する情報(関係部、防災関係機関)
避難行動要支援者の避難行動支援	健康福祉部	避難情報発令後速やかに	・避難行動要支援者への支援に資する情報(避難支援等関係者(民生委員、町内会等))

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難行動要支援者の避難状況の把握

避難行動要支援者の避難状況を町内会等の協力を得て情報収集する。

2 要配慮者利用施設利用者の受入調整等

避難が必要な要配慮者利用施設の利用者について、必要に応じて他施設での受入れ調整等を行う。

【資料編：20 要配慮者利用施設等一覧表 (P96)】

3 避難行動要支援者の避難行動支援

避難情報等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

この際、外国人の被災・避難状況の確認に資するような外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の情報入手に努め、関係各課の情報共有を図る。

また、現在も各課で実施している多言語での情報共有手段である「市ホームページ」「避難掲示板(防災ボード)」の多言語表記、市内各避難所への「多言語表示シート」等についてさらに充実を図る。

参考・「Safety tips」(外国人旅行者向け災害情報提供アプリ：観光庁監修)

・「NHK WORLD-JAPAN」(外国人向け情報提供)

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜報道機関が実施する対策＞

1 市民等への避難情報の広報

市対策本部から依頼を受けた報道機関は、市民への避難情報の広報に協力する。

＜社会福祉施設等が実施する対策＞

1 避難行動要支援者の避難受入

避難行動要支援者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

■市民が実施する対策

1 市民による取り組み

市民や町内会等、自主防災組織は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保及びあらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域・市民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第3節 学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保

【担当部：教育部、健康福祉部】

第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・保育所等における児童・生徒等の保護および登下校や保護者への引き渡し等の際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校を判断するなど、児童・生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
児童・生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	台風等気象情報・予警報発表後、速やかに	・気象情報(津地方気象台) ・通学路周辺の河川水位、土砂災害危険度情報等(県、地方気象台等) ・公共交通機関の運行状況(交通機関等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 児童・生徒等の安全確保

(1) 情報の把握・情報提供

気象予報・警報等、児童生徒等の安全確保のために必要な情報を収集し、学校・保育所等に対し、情報提供する。

■学校・保育所等が実施する対策

1 休校等の措置の実施

(1) 休校等の措置の判断

学校・保育所等は、始業前に暴風警報が発表されるなど、登校等に危険が予想される場合は、学校防災計画等に基づき速やかに休校等の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表されるなど、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時等の安全を確保したうえで速やかに児童・生徒等を下校させる。

(2) 休校等の措置の連絡

学校・保育所等の教職員等は、休校等の措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

2 児童・生徒等の安全確保

(1) 児童・生徒等の下校・引き渡し

下校等の措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童・生徒等の安全確保に十分配慮する。また、児童・生徒等を下校させる場合は、教職員等による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(2) 帰宅困難児童・生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童・生徒等については、校内等や避難所など最も安全な場所において保護する。

第4章 災害未然防止活動

第1節 公共土木施設の災害未然防止体制の確保

【主担当部：建設部、農林水産部】

第1項 活動方針

- 市管理公共土木施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
- 市管理の道路・河川・海岸・漁港等の台風接近前の被害防止体制を検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
公共土木施設等の安全確保対策	建設部、 農林水産部	台風発生後速やかに	・台風気象情報等 (津地方気象台) ・施設の危険箇所等 (施設管理者)
公共土木施設等の被害情報の収集	建設部、 農林水産部	市災対本部設置後速やかに (大雨警報等発表後)	・施設の被害情報等 (施設管理者)
ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作	建設部、 農林水産部	雨量、水位等の状況に応じて	・雨量、水位等情報 (津地方気象台、県等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 公共土木施設等の安全確保対策

(1) 市管理道路における安全確保対策

市管理道路について、浸水時における通行止や大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保策を講じる。

(2) 市管理港湾施設・漁港施設における安全確保対策

市管理港湾施設・漁港施設について、必要な安全確保対策を講じる。

2 公共土木施設等の被害情報の収集

(1) 市管理道路の被害情報等の収集

市管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、総務部へ報告を行うとともに、情報提供に努める。

(2) 市管理港湾施設・漁港施設の被害情報等の収集

市管理港湾施設・漁港施設における被害情報等を収集し、総務部へ報告を行うとともに、情報提供に努める。

3 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作

- (1) ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の管理者（操作責任者）は、雨量や水位の変動を監視し、必要に応じて適切な門扉開閉や排水機操作等を行い、災害の未然防止に努める。
また、操作に伴い放流を行う場合は、関係者に必要な事項を周知する等の措置を講じる。
- (2) 三瀬谷ダム（中部電力）事前放流等の情報を入手した防災関係機関は、定められた手順に基づき電話・FAX等により、速やかに情報を共有する。

第2節 水防活動体制の確保

【主担当部：消防部】

第1項 活動方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。○ 雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。 |
|--|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
水防活動の実施	消防部	水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・特別警報・警報・雨量情報・潮位情報等(津地方気象台、県等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 水防活動の実施

(1) 巡視

水防管理者(市長)は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な処置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

[参考]

水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を定め、もって管下各河川、海岸等の洪水又は高潮による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

1 水防組織及び管轄

水防組織は消防団が担い、その管轄区域は地域防災計画【資料編：10 水防団（消防団）の組織及び管轄地域一覧表(P32)】のとおりとし、水防に関する気象予警報等の通知があった時から洪水又は高潮による危険が解消するまでの間、消防本部に水防本部を設置する。

2 出動・準備

水防管理者は、次により水防（消防団）及び建設部を出動させ水防活動に万全を期する。

- ① 常に管轄河川又は海岸を巡視すること。
- ② 気象に関する警報が発せられた場合は、速やかに連絡員をおき関係機関との連絡を密にするとともに、潮位、水位、流量等の諸情報を収集して水防活動に備えること。
- ③ 水防警報が発せられたとき、又は警戒潮水位に達したときは、出動準備をなし、団員を待機させるとともに、一般に周知すること。
- ④ 警戒潮水位を超え、なお増潮（水）のおそれのあるときは、水防管理者は状況をよく判断のうえ、団員を出動させ水防作業を開始すること。
- ⑤ 堤防が著しく危険にさらされ決壊、氾濫等が予測される場合は、警察署長に通報のうえ避難のための避難を指示しなければならない。
- ⑥ 水防法第24条により必要があるときは、区域内の居住者を出動させ水防作業に従事させることができる。

第3節 市民等による安全確保

【担当部：総務部】

第1項 活動方針

- 市民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、ホームページやメール等による気象情報等の提供を行う。
- 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を市民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な情報(主な収集先)
避難情報の伝達・報告	総務部	避難情報発令時	二
災害情報等の提供・伝達	総務部	市災対本部設置後	・気象情報(津地方気象台) ・避難情報、被害情報等(各部、町内会等)
県・報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総務部	市災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(各部、町内会等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難情報の伝達・報告

高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、防災行政無線、とばメール及び緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて市民等への伝達を行う。

また、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

2 災害情報等の提供・伝達

(1) 市ホームページでの災害情報等の提供

市民等が災害情報を確認し、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、市ホームページにより、鳥羽市に関係する気象情報や被害情報、避難情報等の情報を提供する。

ア 気象情報の提供

市民等が防災対策に活用するための参考情報として、県、津地方気象台等が提供する情報をもとに、気象情報の提供を行う。

(ア) 鳥羽市における警報等の発表状況

(イ) 土砂災害警戒情報 など

イ 災害情報の提供

市災対本部でとりまとめた情報をもとに、市内の被害情報や避難情報等の提供を行う。

(ア) 避難情報発令状況

(イ) 避難所設置等状況

(ウ) 被害状況 など

ウ その他の情報の提供

県や防災関係機関等のホームページのリンクなどにより、道路・交通情報、ライフライン情報等を提供する。

(2) とばメールによる情報提供

市民等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った市民等を対象に、とばメールにより気象情報等を提供する。

ア 気象警報等

- (ア) 気象警報（特別警報含む）
- (イ) 土砂災害警戒情報
- (ウ) 記録的短時間大雨情報

イ 河川水位に関する情報

ウ 避難情報発令状況

エ 避難所設置等状況 など

3 県・報道機関に対する避難・被害情報等の提供

市災対本部を設置後、防災情報システムを通して県へ避難情報、被害情報等を随時提供する。県はその情報を防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページへ掲載するほか、報道機関に提供し、市民等への災害情報の提供を図る。

なお、報道機関への情報提供については、防災情報システムに入力した情報が災害情報共有システム（Lアラート）へ提供されることから、これを活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた市民等への情報提供を図る。

※災害情報共有システム（Lアラート）とは、災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤として総務省により整備されたものである。

■企業・事業所が実施する対策

1 企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

■地域・市民が実施する対策

1 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

2 適切な避難行動の実施

市民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、津地方気象台が発表する気象情報や予警報、市が発令する避難情報の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」等で最新の気象情報等を把握し、市から避難情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

3 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

また、特に農業及び漁業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設、漁業用施設等を見回りに行き、水路や海等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。